

人権週間特集号

荒川区

☎(3802)3111

FAX(3802)6262

http://www.city.arakawa.tokyo.jp/

http://www.city.arakawa.tokyo.jp/keitai/

12月4日～10日は人権週間

みんなで築こう

人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心

人権とは、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利です。

人権を守っていくためには、お互いを思いやり、人と人との絆を大切にする温かい地域社会を築いていくことが大切です。

12月10日の「人権デー」、12月4日～10日の「人権週間」を機に、改めて人権の大切さや、人権の守られる地域社会を築くために自分ができることについて考えてみませんか。

問合せ 総務企画課 ☎内線2271

人権週間事業講演会

熱をもって接すれば、熱をもってかえってくる…
～児童虐待の現状と私たちができること～

日時 12月9日(土)午後2時～4時 ※開場は、午後1時30分
会場 ムーブ町屋ムーブホール（センターまちや3階）
定員 250人（当日の先着順）
※手話通訳、車いす席があります
託児 2歳以上の未就学児
※総務企画課（☎内線2271）へ事前に申し込んでください
費用 無料



講師 坂本博之氏

児童虐待を受け、児童養護施設へ入所。そこでボクシングと出会い、プロボクサーを目指す。現在、SRSボクシングジム会長を務める一方で、児童養護施設の支援を目的とした「こころの青空基金」を主宰し、精力的に活動中。

人権週間強調事項

（平成29年度法務省制定）

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者の人権を守ろう
- 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- 同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

人権パネル展

区立小・中学校の児童・生徒の人権作品や、人権啓発パネル等の展示と併せて北朝鮮人権侵害問題啓発週間パネル展を開催します。

期間 12月1日(金)～10日(日)

会場・時間

▶ 荒川さつき会館…午前9時～午後5時

▶ 南千住図書館…午前9時30分～午後7時30分（1日は午後1時から。3日・10日(日)は午後5時まで。4日(月)は休館）

費用 無料

11月25日～12月1日 犯罪被害者週間

平成17年12月に閣議決定された犯罪被害者等基本計画において、毎年、犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日以前の1週間が「犯罪被害者週間」と定められました。

12月10日～16日 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

平成18年6月、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律が施行され、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」が定められました。

我が国では、人権が尊重される社会をめざして、様々な分野で法律が定められています。今号では近年施行された人権に関連する主な法律をご紹介します。

施行年	平成28年			平成29年
法律および概要	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	児童福祉法等の一部を改正する法律	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	部落差別解消の推進に関する法律
	障がいや理由とする差別を無くし、すべての人が障がいのある無しにかかわらず、共生できる社会をつくるための法律	児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るための法律（一部、平成29年施行）	特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）の解消に向けた取組を推進するための法律	現在も部落差別が存在するとの認識を示し、相談体制の充実や教育啓発等を定めた、部落差別の解消を推進するための法律
				刑法の一部を改正する法律
				処罰の対象となる性的行為の拡張、新たな処罰規定の整備等により、性犯罪処罰規定を強化するための法律

▶ 人権が尊重され、子どもたちが安心して健やかに成長できる社会を目指して

私は、これから、区民の皆様が互いを尊重し、子どもたちが安心して健やかに成長できる社会の実現を目指して、人権問題の解決に向けて全力で取り組んで参ります。

多くなっています。私は、かねてから住民に最も身近な基礎自治体である区が児童相談行政を担うべきと考え、国や都に要望してきました。ようやくこれが実現し、平成28年5月、児童福祉法が改正され、区においても児童相談所を設置できるようになりました。区では、平成32年度の開設に向けて、着実に準備を進めているところで

一方で、今なお世界各地で人権侵害が絶えず、我が国でも、同和問題や外国人に対する差別や偏見、女性、子ども等への虐待やハラスメント等の人権問題が存在します。特に児童虐待は、年々相談件数が増加し、平成28年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談件数は、過去最多となっています。

21世紀は「人権の世紀」といわれています。これには、20世紀に人類が経験した2つの世界大戦への反省から平和と人権尊重を求める動きが高まり、これらの大戦を教訓として全人類の幸せが実現する時代にしたいとの願いが込められています。



荒川区長・特別区長会会長
西川 太一郎

人権擁護委員の活動を紹介します

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、区民の皆さんが、人権を尊重することの大切さについて理解を深めるための普及啓発や、人権相談に応じる等の活動を行っています。

【問合せ】総務企画課 ☎内線2271

普及啓発活動

●全国中学生人権作文コンテスト東京都大会

法務省等は、全国中学生人権作文コンテストを実施しています。平成29年度は、人権擁護委員による選考の結果、第七中学校3年・肥後羽蘭さんの「この人の、ここが好き」が荒川区代表作品として推薦され、東京都大会で奨励賞を受賞しました。

●人権の花運動

協力して花を育てることで、命の大切さや、相手への思いやり等、豊かな人権感覚を身につけるために実施しています。花を育てるにあたり、人権擁護委員が小学校を訪問し、人権の大切さ等をお話しています。

児童からは、「夏休みに水やりを一生懸命にやって、育ってよかった」等の感想が寄せられました。



▲第二峡田小学校の皆さん

▲尾久宮前小学校の皆さん

●子どもたちの人権メッセージ発表会

9月16日に港区で開催された、東京法務局等が主催する子どもたちの人権メッセージ発表会で、荒川区代表として第二峡田小学校4年・肥後佑貴さんが堂々と自分の考えを発表しました。

思いを行動に 第二峡田小学校4年 肥後佑貴さん

「座っていいですよ」
ぼくは以前、バスで知らない人がお年寄りの人に席を譲っているのを見ました。親切な人だなと思いました。
そして次の日、バスに座っている時、お年寄りの人が乗ってきました。ぼくは席を譲ろうと思いましたが、眠たかったのどうとうとしていました。

そして起きた時にはお年寄りの人はいませんでした。ぼくは座らせてあげればよかったなと思いました。そしてしょんぼりとした気持ちになりました。

家に着いて学校の宿題をやっているときにバスの出来事をずっと考えていました。あのときのぼくは見て見ぬふりをしていた人と同じです。声をかけようとする気持ちがあってもそれだけでは伝わりません。席を譲る行動を起こさなければ伝わりません。

ぼくのおじいさん、おばあさんには席を譲れるのに、知らない人だと、勇気がなくて譲れない事に、気がつきました。ぼくの気持ちの中に勇気を出して行動しようと強く思うようになりました。

ある日、バスで習い事に向かっている途中、お年寄りの人が乗ってきました。すぐに席を譲ろうと声をかけました。「席座っていいですよ」と声をかけると、「ありがとう」と言ってくれました。これまでモヤモヤしていた気持ちがスッキリしました。

ぼくはこれからも困っている人がいたら自分から勇気を出して行動したいと思います。



●人権教室

互いに人権を尊重し合い、差別のない、誰もが幸福に暮らすことのできる地域社会づくりを目指し、身近に人権問題を考える機会として、人権擁護委員が小・中学校を訪問し、人権の大切さを一緒に考えます。

平成29年度は第二瑞光小学校、ひぐらし小学校、第七中学校を訪問しました。

相談活動

人から嫌がらせや差別を受けたり、人権を侵害されたりして困っている方の相談に応じます。秘密は厳守します。

日時 第2(休)午後1時30分～3時30分(予約制) 費用 無料

予約・問合せ 総務企画課 ☎内線2271

区内の人権擁護委員(50音順・敬称略)

▶宇津井洋子 ▶大家 康子 ▶小林美奈子 ▶小林 芳雄
▶神 眞理子 ▶鈴木 文男 ▶高田 正道 ▶新田 知子
▶松熊 貴代 ▶村井 泰雄 ▶矢吹 誠

寄り添う優しさ

人権擁護委員 神眞理子氏

『優しいという字は人偏に憂いと書きます。憂いの傍らに人がたたずむ姿が、私は優しいということだと思う。(渡辺和子)』

これは、ベストセラー『置かれた場所で咲きなさい』の著者が新聞で語っていた言葉です。憂いのある人の横に、人偏つまり人が寄り添うことが“優しい”ということです。

では、心に寄り添う言葉かけはどのようにしたら良いのでしょうか。「悔しい」と言えば「悔しかったのね」と、「悲しい」と言えば「悲しかったのね」と共感することが大切です。そして少しずつ気持ちを引き出し、安心感につなげ信頼を深めます。

さて、「さくら教室」をご存知でしょうか。区立中学校特別支援学級の卒業生を中心に、知的障がい者の生涯学習としてクラブ活動や行事を日曜日に開催する心身障がい者青年教室です。受講生は仲良く活動しています。小さい頃は、「友達に手を出してしまう」「周囲となじまない」と、不安を抱いていた子どもや保護者の方もいたことでしょう。さくら教室ではそんな様子はありません。優しさや思いやりのある中で育った子は、大人になっても優しさや思いやりのある人になるといわれます。今ではお互いを思いやり、寄り添う優しさも身につけています。たくさんの方々と関わり、寄り添っていただき成長したのでしょ

う。さまざまな立場の人々を理解し優しく寄り添うことで、悩みを抱え込み孤立している人や、困難な状況の人にも、生きぬく力があると伝えていけると思っています。



◇◇◇人権に関する相談機関◇◇◇

人権全般の相談

- ▶東京都人権プラザ
(月)～(金)午前9時30分～午後5時30分
☎(6722) 0124・0125
- ▶東京法務局常設相談所
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分
☎0570(003)110

子どものための相談

- ▶子ども家庭支援センター
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分
☎(3805)5523
- ▶教育センター教育相談室(電話相談)
(月)～(金)午前9時～午後5時
☎(3801)4338
- ▶荒川区子どもの悩み110番
(月)～(金)午前9時～午後5時
☎0120(136)110
- ▶子どもの人権110番(東京法務局人権擁護部内)
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分
☎0120(007)110

法律相談

- ▶人権に関する法律相談(区役所3階区民相談所)
第3(休)午後1時～4時(予約制)
☎内線2145
- ▶夜間人権ホットライン(東京都人権プラザ(公財)東京都人権啓発センター)
12月7日(休)午後5時～8時
☎(6722)0127

高齢者のための相談

- ▶おとしよりなんでも相談(区役所2階高齢者福祉課内)
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分
☎内線2675

障がい者のための相談

- ▶障害者福祉課(区役所1階)
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分
☎内線2685
- ▶荒川たんぽぽセンター
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分
☎(3891)6824
- ▶支援センターアゼリア
第3(休)を除く午前9時～午後9時
☎(3819)2343

アクト21こころと生き方・DVなんでも相談

第1(休)は午後5時～8時
第1(金)、第2(休)、第4(休)・(金)は午前10時～午後4時
第2(金)、第3(休)・(金)は午後2時30分～8時
第2(土)は午前10時～午後3時
☎(3809)2890

犯罪被害者等のための相談

- ▶公益社団法人被害者支援都民センター
(月)・(木)・(金)午前9時30分～午後5時30分
(火)・(休)午前9時30分～午後7時
☎(5287)3336